



1 不 登 4 第 7 6 号

平成18年3月13日

東京司法書士会長 山 本 修 殿

東京法務局民事行政部首席登記官

(不動産登記担当) 山 口 和 秀



不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について  
当局における標記認定基準中「新築建物価格認定基準表」を別紙のとおり改正し、  
本年4月1日から施行することとしましたので、連絡します。



## 新築建物価格認定基準表

平成18.4.1 実施  
(平方メートル当たり単位 円)

種類	構造	木	造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨 造	造	軽量鉄骨 造	鉄筋コンクリート ブロック造	その他
居宅 (共同住宅を含む)		77,000		108,000	104,000	81,000		67,000	65,000	59,000
事務所・店舗		70,000		151,000	110,000	81,000		55,000	65,000	52,000
工場・作業所・倉庫		42,000		86,000	82,000	50,000		39,000	45,000	33,000
病院・診療所		80,000		157,000	130,000	92,000		55,000	60,000	53,000
特殊建物	I	88,000		206,000	139,000	107,000		64,000	61,000	56,000
	II	65,000		152,000	108,000	81,000		50,000	56,000	49,000
雑種建物		28,000		64,000	57,000	48,000		35,000	41,000	30,000

(注1) 構造の欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、その他の分類に該当しない建物をいう。

(注2) 種類の欄中「特殊建物I」とは、旅館(ホテル)、料理店、劇場、公衆浴場、銀行(信用金庫、保険会社を含む。)、百貨店等の建物をいい、「特殊建物II」とは、校舎、講堂、遊技場、集会所、映画館等の建物をいう。

(注3) 種類の欄中「雑種建物」とは、物置、停車場、駐車場、車庫、守衛所、家禽飼養場、競技場(観覧席であって屋根のある部分)、野球場(同上)、競輪場(同上)、便所、火葬場等の建物をいう。